

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 2 2 日

北海道開発局 地域事業管理官 殿  
河川情報管理官 殿  
東北、中部、近畿、四国、九州地方整備局  
水災害予報センター長 殿  
地域河川課長 殿  
関東、北陸、中国地方整備局  
水災害対策センター長 殿  
地域河川課長 殿  
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室 企画専門官  
下水道部 下水道事業課 課長補佐

#### 下水道施設の「耐水化計画」の策定について（協力依頼）

国土交通省では、令和元年東日本台風に伴う下水道施設の被災、市民生活への多大な影響の発生を踏まえ、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」（以下、「委員会」という。）を設置し、下水道の施設浸水対策等について検討を進めています。

委員会では下水道施設の耐水化を推進するための基本的な考え方や効率的・効果的な対策手法について議論を進めており、第二回委員会の検討結果を踏まえ、別添「下水道の施設浸水対策の推進について」（令和2年5月21日国水下水事第13号）を下水道管理者に通知し、令和3年度までの耐水化計画の策定を要請したところです。

つきましては、耐水化計画の策定の検討にあたり、下水道管理者から河川管理者に洪水浸水想定区域図の検討などで保有している資料やデータについての問合せ、提供の依頼があった際には、下記のとおり対応いただくようお願いいたします。

また、都道府県の河川主管課長に対して、この旨を周知するとともに同様に対応されるようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 提供する資料やデータについて

##### (1) 洪水浸水想定区域図の検討成果

- ・「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（以下、「マニュアル」）、「中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（第2版）」（以下、「手引き」）等に基づく検討で得ら

れた資料やデータ

- ・なお、マニュアル及び手引きで示されている「その他の外力による洪水浸水想定区域・浸水深の設定」に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水解析のほか、以外の複数の規模の降雨で浸水解析を実施している場合はこれを含む。

(2)その他、過去洪水における氾濫実績のデータ（浸水範囲、浸水深）など提供可能なもの

2. 洪水ハザードマップ作成支援のため、地方公共団体へ既に洪水浸水想定区域図の検討成果を提供している場合は、「耐水化計画」の策定のため下水道担当部局においても活用されることに対して、承諾いただくようお願いします。

**【問い合わせ先】**

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

企画専門官 大吉（内線 35453）

水防調査係長 西（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

下水道部下水道事業課

課長補佐 大角（内線 34238）

広域調整係長 小林（内線 34236）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1597

国水下水事第13号  
令和2年5月21日

各都道府県下水道主管部長 殿  
各政令指定都市下水道主管局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課長

#### 下水道の施設浸水対策の推進について

近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生している。令和元年東日本台風では、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

については、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、別紙のとおりハード・ソフトによる施設浸水対策の考え方をとりまとめたので、この内容を踏まえて、施設浸水対策を確実に実施するようお願いする。

具体的には、「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）」に基づき、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、これらのうち、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定し、その内容に沿って順次耐水化を進めるようお願いする。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知いただくようお願いする。

## 下水道の施設浸水対策の基本的な考え方

### ①耐水化の対象外力の設定

○ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策については、以下の方針により実施する。

- ・下水道施設のハード対策（耐水化）において目標とする浸水深（以下「対策浸水深」という。）は、施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率（1/30～1/80程度）で発生する河川氾濫等を想定して設定することを基本とし、影響人口の大小や応急復旧の難易など被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が決定する。なお、対策の実施にあたっては、堤防等の整備進捗状況等を踏まえ、その必要性を判断する。
- ・対策浸水深より大きな浸水深に対しては、BCPによるソフト対策によって「下水道機能の迅速な回復」を目指す。

### ②効率的・効果的な対策手法

○対策浸水深や重要設備の配置、構造物の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点区画の耐水化を適切に組み合わせ、効率的、効果的に対策を進める。

○この際、必要な機能確保のため、燃料タンクや燃料移送ポンプ等の補機類を含めて耐水化を実施する他、ポンプ等の継続的な運転に支障がないよう沈砂池等の覆蓋の流出防止対策を講じることが重要である。また、ハンドホール等の各種貫通孔や管廊からの浸水防止等にも留意する。

### ③段階的な対策の進め方

○被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保する。具体的には、以下のように対策を進める。

- ・地方公共団体は、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策スケジュール等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。
- ・耐水化計画に定める対策スケジュールについては、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、10年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。